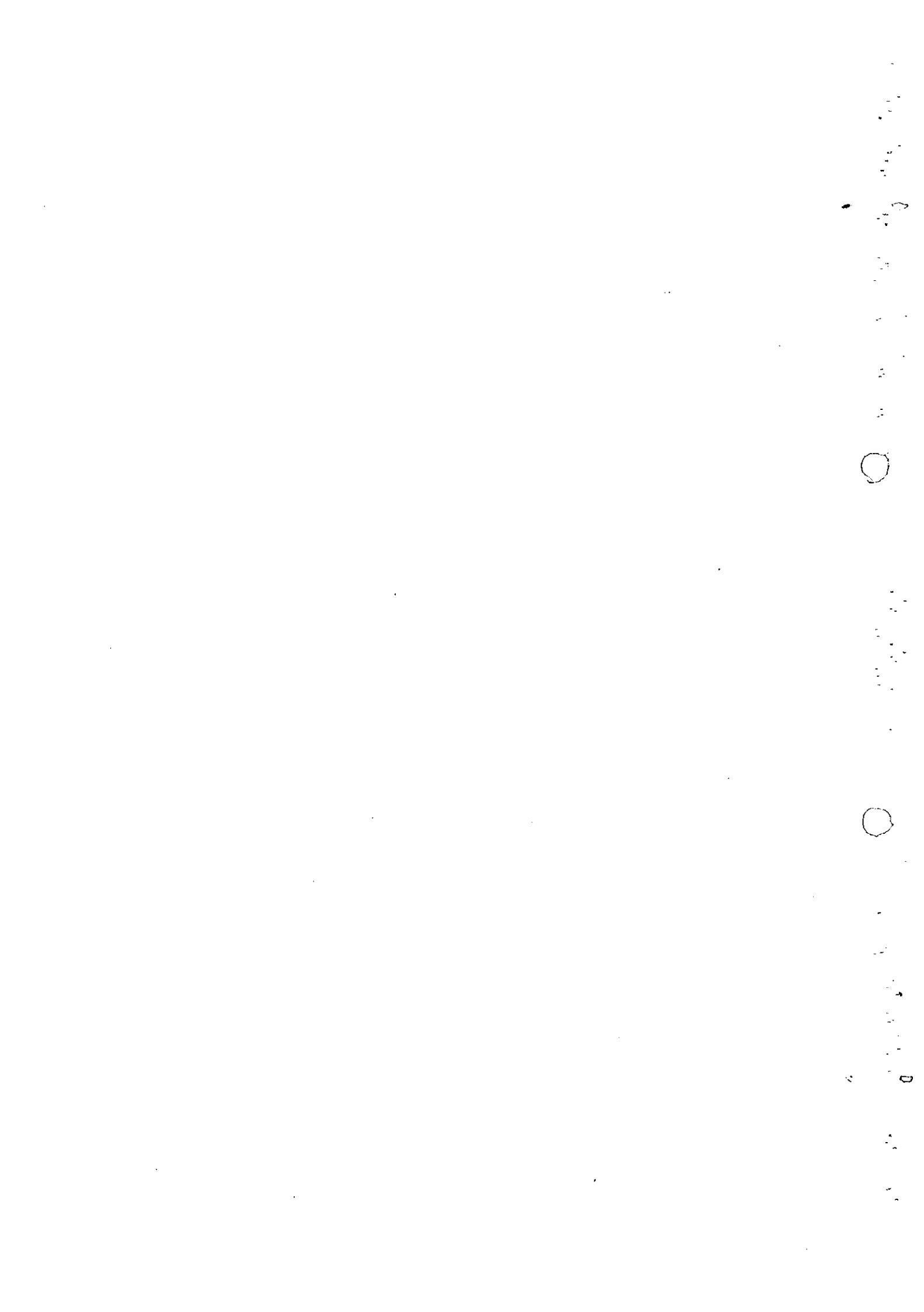


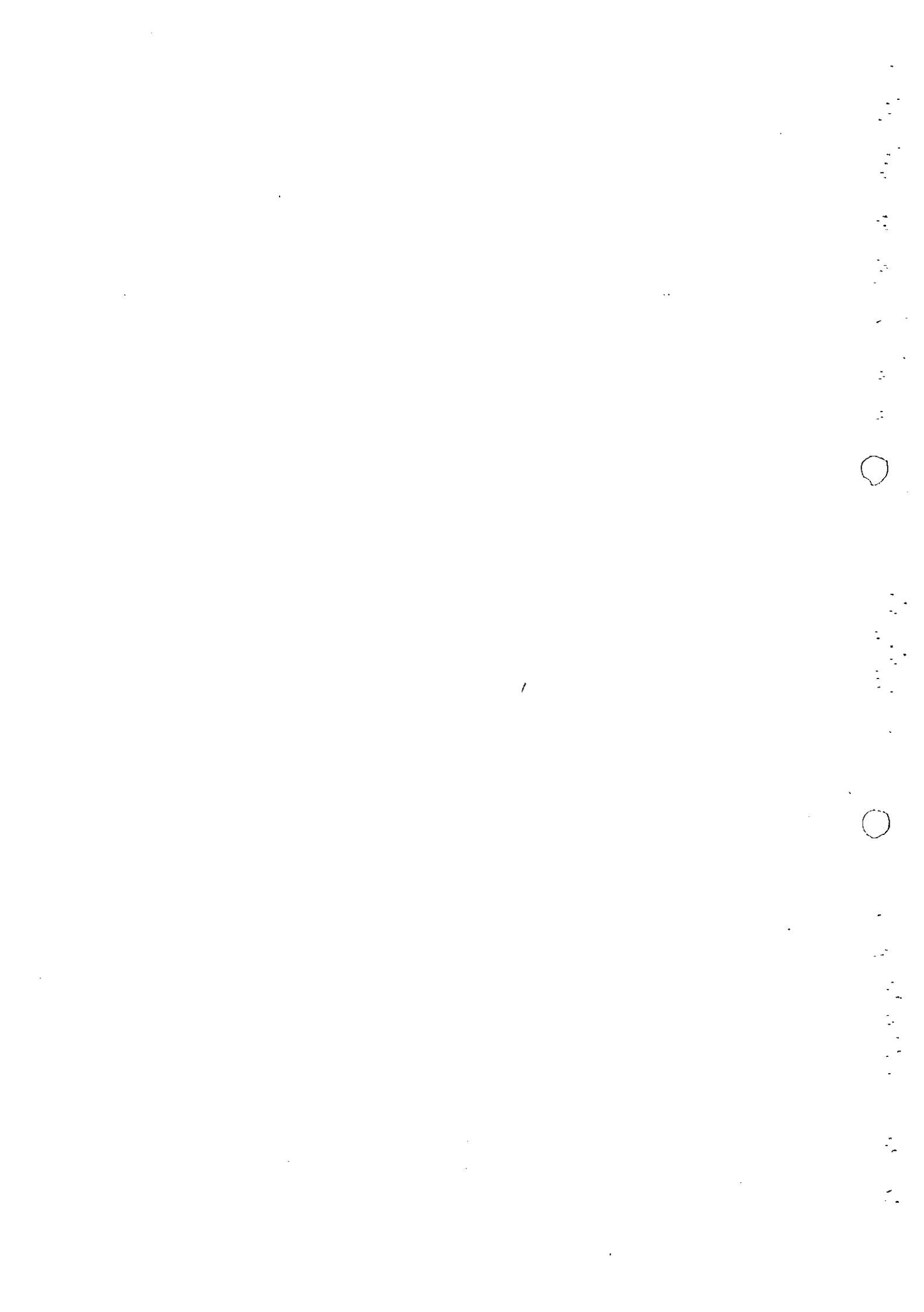
神之瀬峡県立自然公園

公園計画書



目 次

1 基本方針	11
(1) 保護計画	13
(2) 利用計画	13
2 保護計画	14
(1) 保護規制計画	14
ア 特別地域	14
(1) 第1種特別地域	15
(2) 第2種特別地域	19
(3) 第3種特別地域	23
イ 面積内訳	26
(2) 保護施設計画	26
3 利用計画	28
(1) 利用施設計画	28
ア 単独施設	28
イ 道 路	28
(1) 車 道	28
(2) 步 道	30
(2) 利用規制計画	30
4 参考事項	30
(1) 指定動植物	30



1 基本方針

公園区域は、江の川の支流神野瀬川流域のうち、双三郡君田村櫃田地区と比婆郡高野町高暮地区を主体とする面積 2,736haの区域であり、県内の県立自然公園としては最大規模を誇る。

櫃田地区は、岩壁・岩峰をもつ峡谷景観で代表される神之瀬峡がその中心であるが、下流部には野営場その他の既利用施設を含む地区があり、また支流の谷も保護及び利用上の特色を備えている。

一方高暮地区は、発電用ダム湖である神之瀬湖が広がっており、峡谷景観とは対照的な広闊で伸びやかな湖水景観が中心をなしている。

したがって公園の保護及び利用計画の策定においては、全体としての調和を重視しながら、次のとおりそれぞれの場所の特性に沿った取り扱いを定めるものとする。

(1) 保護計画（保護規制計画）

公園区域の全域を特別地域とし、第1種、第2種及び第3種特別地域に区分する。

ア 第1種特別地域

当該公園区域の景観要素は、支流や神之瀬湖を含む神野瀬川がその主体をなしており、第1種特別地域は、その中で特に風致景観を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な次の地域を対象に設定する。

(7) 中野谷渓谷

神野瀬川の支流中野谷中流部の中国電力㈱の取水地点付近より上流約500mの間は「鳴が滝」等3つの滝を伴う秘境性の高い渓谷で、激しい浸食の跡を残している。

また、両岸にそり立つ岩壁には、渓谷と一体をなす自然度の高い植生がみられ、優れた自然景観を保持している。

そこでこの渓谷と一体となって、優れた自然環境を形成している周辺地区を併せて設定する。

区域線は主として稜線界とするが、地形にあわせて見透線や等高線も利用する。

イ 第2種特別地域

高暮地区の景観要素の主体をなす神之瀬湖及び中野谷渓谷の第1種特別地域の周辺を中心に設定する。なお遠景として風致の維持が必要で、特に農林漁業活動について努めて調整を図ることが必要な山頂稜線部及び利用の中心となる場所を併せて設定する。

(7) 上流地区

① 本流部

(神之瀬湖)

神之瀬湖の満水位水際線付近の道路までの範囲とする。

神之瀬湖の上流界は、水面の横断幅が約200mとなる地点にある左右両岸の尾根筋地先を結ぶ位置とする。

② 支流部

(中野谷渓谷)

第1種特別地域の周辺で、右岸を第1種特別地域界より100mとし、左岸は第1種特別地域界より50mとする。

③ 山頂稜線部

(船山)

船山は、この地域における最高峰であり、周辺の各稜線から山頂に広がるブナ林が望まれる。区域線は、等高線界及び見通し線界とする。

(1) 下流地区

① 本流部

(森林浴の森キャンプ場)

既存野営場の環境保全を対象に、神野瀬川とキャンプ場上部の道路で囲まれる区域とする。

区域線の設定には一部等高線を利用する。

② 山頂稜線部

(判官山)

判官山は山頂部に広葉樹林が広がり、櫃田地区の中心部（寺原、宮が原）から秀麗な山容が望まれる。

山頂部には浸食からとり残された高位面の平坦面が広がり、展望点の設置も可能である。

したがって主として平坦面で構成される標高660mより上部を区域とし、区域線は等高線を利用する。

(高幡山)

高幡観音の所在地として地域の信仰の対象地でもあるが、民俗的にも興味のある洞窟や地蔵などがあり、健康指向の野外活動を併せた利用対象地といえる。

山頂部を含めて保護することが望ましいので、高幡観音のある標高600m以上を区域とし、区域線は等高線を利用する。

ウ 第3種特別地域

公園区域の保護及び利用面における拠点地区等の緩衝地あるいは連携地として設定するとともに、自然公園としての機能が一体的に発揮されるように、候補地全体を団地化する方向で配置する。なお止むを得ない場合を除き、第1種及び第2種特別地域が公園区域外の地域に直に接すことのないように配慮する。

(2) 利用計画（利用施設計画）

上流地区の「高暮地区」と「沓ヶ原・茗荷谷山地区」及び「中野谷地区」並びに、下流地区の「高幡・判官地区」の4地区に大別し、それぞれの立地に応じた中心的な利用施設を全体の調和の中で計画するものとする。

興味地点を連絡する歩道は、利用拠点地区から興味地点等を周廻して観察探勝ができるものとし、歩くだけで楽しい歩道とするため、縦断勾配は1/7～8以下の緩やかなもので、階段のない歩道となるよう、配置、線形等を計画する。

ア 高暮地区

高暮地区の景観要素の主体をなす神之瀬湖は、一般的に各種の利用施設設置の適地である。

この地区の施設適地は神之瀬湖の右岸南部で、湖水面の最も広い場所に半島状に突き出した一部樹林地の緩斜面に休養園地を計画する。

また、神之瀬湖東側湖畔を探勝周遊できる歩道及び船山登山探勝のための歩道を計画する。

イ 沓ヶ原・茗荷谷山地区

沓ヶ原・茗荷谷山地区は公園の中核をなす地区であり、利用面でも中心的な位置にある。

当該地区内には湖水面をもち峡内唯一の開けた地形があり、利用拠点としての園地を計画するとともに、支流の上流部には野営場を計画し当該自然公園の積極的な利用が図れるものとする。

また、神之瀬峡地区の興味地点の探勝歩道も、当該地区を拠点として計画する。

ウ 中野谷地区

神野瀬川本流部の合流点から中野谷渓谷を経由し神之瀬湖に至る歩道を計画し高暮地区との連絡を図ることにより利用の幅を拡大する。

エ 高幡・判官地区

既存野営場の環境改善と歩道整備を計画し、一体的な利用を図り利用者の幅を拡大する。

なお、歩道整備にあたっては土地の改変を極力抑え、必要最小限の歩道を計画する。

2 保護計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広 島 県	双三郡君田村内 国有林三次営林署 1001林班から1006林班まで, 1044林班, 1045林班及び1048林班から1050林班ま での全部並びに1047林班及び1051林班の各一部 双三郡君田村 大字 石原, 西入君, 檜田及び茂田の各一部	1,838
	比婆郡高野町内 国有林三次営林署 1046林班の一部	
	比婆郡高野町 大字 高暮の一部	
	比婆郡高野町内 神之瀬湖の一部	898
計		2,736

(7) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広 島 県	双三郡君田村内 国有林三次営林署 1050林班の一部	
	双三郡君田村 大字 檜田の一部	
計		9 9

(表3：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
中野谷渓谷	広島県双三郡君田村内 国有林三次営林署 1050林班の一部
	広島県双三郡君田村 大字 檜田の一部
計	

地　区　の　概　要	面　積(ha)
<p>神野瀬川支流の中野谷中流部の中国電力(株)の取水地点付近より上流約500mの間は「鳴が滝」などの3つの滝を伴う渓谷で、激しい浸食の跡を残している。</p> <p>中でも「鳴が滝」は、その成因を断層に求められるという点において学術的にも貴重である。</p> <p>渓流の両岸には直立する岩壁、岩峰が連なっており、一帯は50年生程度の広葉樹を主体とする自然林に覆われ、林内にダイセンミツバツツジ、オオイワカガミ、エンレイソウなどがみられ、自然度の高い風景地となっており、適正な保護を図っていく。</p>	
	9
	9

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4: 第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広 島 県	双三郡君田村内 国有林三次管林署 1050林班の一部 双三郡君田村 大字 石原, 西入君, 檜田及び茂田の各一部	65
	比婆郡高野町 大字 高暮の一部	124
	比婆郡高野町内 神之瀬湖の一部	189
計		

(表5：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
高 暮	広島県双三郡君田村 大字 檜田の一部 広島県比婆郡高野町 大字 高暮の一部 広島県比婆郡高野町内 神之瀬湖の一部
中 野 谷	広島県双三郡君田村内 国有林三次営林署 1,050林班の一部 広島県双三郡君田村 大字 檜田の一部
高 脇 ・ 判 官	広島県双三郡君田村 大字 石原, 西入君, 檜田及び茂田の各一部
計	

地 区 の 概 况	面 積(ha)
<p>神之瀬湖（中国電力㈱の発電用ダム湖）及び船山の山頂部である。</p> <p>湖水面が大きく広がる神之瀬湖の伸びやかな景観は、神之瀬峡の渓谷景観と対照的な湖水景観をなしている。</p> <p>船山は、山頂部に落葉広葉樹を主体とした自然林が残されており中国山地の山並や湖水面などの展望が開けている地域である。</p> <p>これらの地域の林業活動や利用施設との調整を図りながら、自然林及び風致景観の保全を図っていく。</p>	130
<p>第1種特別地域となっている中野谷の周辺で、緩衝地域の役割を果たしている。</p> <p>林況は第1種特別地域に相似しており、稜線部にはクヌギ、アベマキなどの広葉樹とアカマツの混交林が見られる地域であり、林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。</p>	14
<p>神野瀬川に沿って設けられた森林浴の森キャンプ場（宮が原野営場）とその周辺及び高幡山と判官山の山頂部である。</p> <p>森林浴の森キャンプ場周辺は、神野瀬川の清流を一体化した野営場の雰囲気を醸成している。</p> <p>高幡山は山頂部に觀世音を奉る洞窟があり、往古には修験の場として利用され、現在も民俗信仰の場となっている。</p> <p>また、神野瀬川に沿った集落からその優美な山容が一望され、地域のランドマークとなっている判官山は、山頂部に広葉樹に覆われた平坦面が広がっている。</p> <p>これらの地域の林業活動や利用施設との調整を図りながら、自然林及び風致景観の保全を図っていく。</p>	45
	189

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広 島 県	双三郡君田村内 国有林三次営林署 1001林班から1006林班まで, 1044林班, 1045林班, 1048林班及び1049林班の全 部並びに1047林班, 1050林班及び1051林班の各一 部 双三郡君田村 大字 櫛田及び西入君の各一部	1,764
	比婆郡高野町内 国有林三次営林署 1046林班の一部	774
	比婆郡高野町 大字 高暮の一部	
計		2,538

(表7：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
高 暮	広島県比婆郡高野町内 国有林三次営林署 1046林班の一部 広島県比婆郡高野町 大字 高暮の一部
沓ヶ原 茗荷谷山	広島県双三郡君田村内 国有林三次営林署 1001林班から1006林班まで、1044林班、1045林班、1084 林班及び1049林班の全部並びに1047林班及び1051林班の 各一部 広島県双三郡君田村 大字 檜田の一部
中野谷	広島県双三郡君田村内 国有林三次営林署 1050林班の一部 広島県双三郡君田村 大字 檜田の一部
高幡・判官	広島県双三郡君田村 大字 檜田及び西入君の各一部
計	

地 区 の 概 要	面 積(ha)
<p>神之瀬湖周辺の地域で、全体に落葉広葉樹林が広く分布しており、神之瀬湖の背景として大きく機能している。</p> <p>左岸は特に視野が広く、落葉広葉樹を主体とする自然林が分布しているが、上流側の北部には一部人工林が広がっている。</p> <p>農林業を主とした地域を含んでおり、これに十分配慮した上で、景観の保全を図っていく。</p>	774
<p>区域内は国有林が多く、スギ、ヒノキの人工林の占有率も高いが広葉樹の混交率も高く多様な森林景観を呈している。</p> <p>下流部は中国電力(株)の沓ヶ原調整池があり、当該公園区域内ではやや広がりのある地形を呈している。</p> <p>これらの地域は、農林業を主とした地域を含んでおり、これに十分配慮した上で、利用施設との調整を図りながら、景観の保全を図っていく。</p>	1,226
<p>神野瀬川支流中野谷渓谷で、渓流内には岩壁や小規模な滝がみられ、落葉広葉樹を主体とする自然林が分布しており、中央部にある黒口地区の集落は落ち着いた、たたずまいを呈している。</p> <p>農林業を主とした地域を含んでおり、これに十分配慮した上で、景観の保全を図っていく。</p>	383
<p>高幡山及び判官山の主として東向きの斜面であり、一部に自然林も見られるが、人工林が主体をなす地域である。</p> <p>農林活動が主としてなされている地域であり、このことに十分配慮した上で、景観の保全を図っていく。</p>	155
	2,538

イ 面積内訳

(表8: 地域地区別土地所有面積内訳表)

地域区分		特別地域					
地種区分		第1種			第2種		
土地所有別		国	公	私	国	公	私
君田村	土地所有別面積	1		8	5		60
	地種区別面積			9			65
	地種地区別面積						
	地域別面積						
高野町	土地所有別面積						124
	地種区別面積						124
	地種地区別面積						
	地域別面積						
合計	土地所有別面積	1		8	5		184
	地種区別面積			9			189
	" 比率			(0.3%)			(6.9%)
	地種地区別面積						
計	" 比率						
	地域別面積						
	" 比率						

(表9: 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位: ha)

市町村	地域地区	特別地域				普通地域	合計 (陸域) (A)
		第1種	第2種	第3種	小計		
広島県	双三郡君田村	9	65	1,764	1,838		1,838
	比婆郡高野町	0	124	774	898		898
	合計	9	189	2,538	2,736		2,736

(2) 保護施設計画

該当なし。

特別地域			普通地域 (陸域)			合計 (陸域)		
国	公	私	国	公	私	国	公	私
1,155		609				1,161		677
1,764						1,838		
50		724				50		848
774						898		
1,205		1,333				1,211		1,525
2,538 (92.8%)						2,736 (100.0%)		

(单位：面積ha・比率%)

3 利用計画

(1) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表10: 単独施設表)

番号	種類	位置
1	園地	広島県双三郡君田村 (沓が原)
2	野営場	広島県双三郡君田村 (伊久利谷)
3	野営場	広島県双三郡君田村 (宮が原)
4	園地	広島県比婆郡高野町 (高暮)

イ 道路

(7) 車道

車道を次のとおりとする。

(表11: 道路〈車道〉表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	伊久利谷線	起点: 広島県双三郡君田村 (沓が原・県道分岐点) 終点: 広島県双三郡君田村 (伊久利谷野営場)	沓が原園地

整 備 方 針
神之瀬峡地区の利用拠点として、休憩・散策等のほか船遊び・水遊び・釣り等に利用できる場所を整備する。
伊久利谷支流のシマツコ谷合流点付近の集落跡地を利用して、野営場（オートキャンプ）を整備し、野外活動の拠点とする。
既存の野営場の拡張・改良と環境改善を主体に整備する。
神之瀬湖地区の利用拠点として、休憩・散策等に利用できる場所を整備する。

整 備 方 針
神之瀬峡地区の利用拠点である沓が原園地及び伊久利谷野営場の連絡に必要な車道として整備する。

(1) 步道

歩道を次のとおりとする。

(表12: 道路〈歩道〉表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	中野谷線	起点: 広島県双三郡君田村 (沓が原・車道分岐点) 終点: 広島県比婆郡高野町 (高暮ダム・歩道合流点)	中野谷渓谷 船山山系稜線
2	高山線	起点: 広島県双三郡君田村 (伊久利谷線車道終点) 終点: 広島県双三郡君田村 (小庵・県道合流点)	伊久利谷渓谷 高山 小庵谷
3	高幡判官線	起点: 広島県双三郡君田村 (宮が原野営場) 終点: 広島県双三郡君田村 (判官山山頂) 終点: 広島県双三郡君田村 (高幡山山頂)	高幡観音
4	船山線	起点: 広島県比婆郡高野町 (船山・県立自然公園境界) 終点: 広島県比婆郡高野町 (船山山頂)	船山
5	神之瀬湖線	起点: 広島県比婆郡高野町 (指谷・県道分岐点) 終点: 広島県比婆郡高野町 (高暮ダム・県道合流点)	神之瀬湖

(2) 利用規制計画

該当なし。

4 参考事項

(1) 指定動植物

広島県の県立自然公園では、現在採取等を規制する動植物は指定していない。

整備方針

中野谷渓谷と神之瀬湖を峰越えで結ぶ路線として計画する。

(延長約 6 km)

伊久利谷の渓谷景観、高山の展望景観及び小庵谷の自然林等を探勝観察する路線として整備する。

(延長約 8 km)

宮が原野営場から高幡山・判官山を探勝観察するハイキングコースとして整備する。

(延長約 7.5 km)

船山を探勝観察するハイキングコースとして既存歩道の改良を主体に整備する。

(延長約 1.5 km)

神之瀬湖北端から湖の東岸を経由し、高暮ダムに至る路線として計画する。

(延長約 9 km)

